

青森・秋田10市町村 担当者&先輩移住者が大集合！

食と酒を楽しむゆるっと移住相談会 in 東京

問政策財政課 ☎0176-51-6712

10市町村の特産品を使用した料理と地域のお酒を楽しみながら、市町村職員や先輩移住者と気軽に相談・交流できます。移住を検討している家族や知り合いにお知らせください。

※青森・秋田10市町村：十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町

とき 9月28日(土) 午後1時～3時

ところ 中目黒トライ（東京都目黒区上目黒3-6-5 中目ビル5階）

参加費 無料

定員 50人（先着順）※応募フォームからお申し込みください。

運営 （株）ビーコース



▲応募フォーム
はこちらから



本市へのU・Iターンを考えている人へお知らせください

第20回ふるさと回帰フェア2024

問ふるさと回帰フェア事務局（水谷・江頭）

☎03-6273-4415

移住に関する疑問や心配事などを個別に対面で相談できます。地方暮らしについて考え始めたばかりの人でも大歓迎ですので、お気軽にお越しください。

とき 9月22日(日) 午前10時～午後4時30分

ところ 東京国際フォーラム ホールE 展示ホール
（東京都千代田区丸の内3-5-1）

参加費 無料（来場登録が必要です）



▲イベント詳細、来場
登録はこちらから



あなたの街の

法律相談

～第75回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「公正証書遺言」についてです。

問まちづくり支援課 ☎0176-51-6777

Q 遺言書を作成しようと思います。どのような方法があるでしょうか。

A 自分で書く自筆証書遺言と公証人役場で公証人※に作成してもらう公正証書遺言があります。

Q 公証人役場はどこにあるのでしょうか。

A 県内では青森市、八戸市、弘前市にあります。

Q 公正証書で遺言を作成するメリットは何でしょうか。

A ①紛失、改ざんのおそれがないこと、②遺言の効力について問題が起きにくいこと、③相続に関する諸手続きが円滑に行えることの3点が挙げられます。順に見ていきましょう。

①については、遺言書を作成しても相続開始後に相続人に原本を発見されなければ、遺言に従って手続きを進めることができません。公正証書遺言は原本を公証人役場で保管して正本や謄本を交付してもらえるので、紛失や改ざんの心配がなく安心です。

②については、遺言書は相続法に従い作成する必要があるため、記載内容によっては、せっかく作成しても無効とされることがあります。また遺言書は高齢になってから作成するケースが多く、そのため本人の意思で作成したものか後に問題となって争いとなる場合があります。公正証書遺言では法律の

専門家である公証人が、本人の面前で意思を確認した上で作成するので信用性が高く、後で争いとなるリスクを減らすことができます。

③については、遺産を取得した後の不動産の登記名義の変更、預金の払い戻しの際に、公正証書遺言があれば手続きを円滑に進めやすくなります。

Q 公正証書遺言の作成方法について教えてください。

A 遺言者本人と証人2人で公証人役場に行き、公証人の前で遺言内容を述べ、公証人が作成します。事前に相続関係に関する戸籍謄本、財産に関する書類などを公証人に提出しておきます。

Q 公証人役場まで出向くことが出来ない場合にはどうすればいいでしょうか。

A 公証人に出張して作成してもらう方法もあります。

（文責 弁護士 橋本 明広）

弁護士法人青空と大地 ☎0176-21-5162

※公証人…法務大臣から任命された法律の専門家のこと。